

様式第五（第五十五条関係）

許 可
解体業 申請書
許可の更新

※許可番号	
※許可年月日	

年 月 日

茨城県知事 殿

(郵便番号) 〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇
氏 名 〇〇株式会社 印
代表取締役 茨城太郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-××××

使用済自動車の再資源化等に関する法律第61条第1項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可（許可の更新）を申請します。

事業所の名称及び所在地		
名 称	〇〇株式会社〇〇センター 〇〇営業所	
所在地	(郵便番号) 〇〇〇-〇〇〇〇 茨城県〇〇郡〇〇町〇〇 電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
事業の用に供する施設の概要	使用済自動車又は解体自動車の保管場所、解体作業所 解体作業所屋根有り床面コンクリート、油水分離槽、部品保管場屋根有	
他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）
	〇〇県	破砕業 H〇〇年〇〇月〇〇日
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）
	茨城県	第080000000号(収集運搬業)
解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	所在地 茨城県〇〇市〇〇町〇〇 面積 〇〇㎡ 保管量の上限 〇〇台 高さの上限 〇〇m	

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，法人に対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所 (本籍)
(いばらき たろう) 茨城 太郎	代表取締役	〇〇県〇〇郡〇〇町 (〇〇県〇〇市〇〇町)
(いばらき はなこ) 茨城 花子	取締役	〇〇県〇〇郡〇〇町 (〇〇県〇〇郡〇〇村)

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所 (本籍)
(いばらき いちろう) 茨城 一郎	所長	〇〇県〇×郡〇〇市〇-〇-× (〇〇県〇〇市〇〇番地)

法定代理人の氏名及び住所（未成年者である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	住所 (本籍)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において，当該株主又は出資をしている者がいるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住所 (本籍)	保有する株式の数又は出資の金額
(いばらき たろう) 茨城 太郎	〇〇県〇〇郡〇〇町 (〇〇県〇〇市〇〇町)	〇〇〇千株
(いばらき はなこ) 茨城 花子	〇〇県〇〇郡〇〇町 (〇〇県〇〇郡〇〇村)	〇〇〇千株
(いばらき いちろう) 茨城 一郎	〇〇県〇〇郡〇〇町 (〇〇県〇〇郡〇〇村)	〇〇〇千株

標準作業書の記載事項	
使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	保管場所の範囲を明確にし、保管基準を遵守して保管する。積み重ねる場合は整然と行う。事故者等油流出の恐れがある場合は、直ちに油を抜き取って保管する。
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	解体作業場（若しくは燃料採取場所）で実施する。漏出した廃油等は作業場に設置した溜槽で回収する。場内に排水終末分離装置を設置する。
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	解体作業及び指定回収物品、事前回収物品は、標準作業書（作業手順書）により実施する。
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	油水分離装置及び溜槽は定期的に清掃を行い、適正に管理する。
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	産業廃棄物保管場所に一時保管し、許可業者に委託して処分する。
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法	保管場所を設け、油等の漏出が無いよう適切に保管する。
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	自社の運搬車両で飛散流出のないよう廃棄物処理基準を遵守して運搬する。運搬を委託する場合は、廃棄物処理法の許可業者に委託する。
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	定期的に点検を行い、破損等がある場合、直ちに補修し、適切に管理する。
火災予防上の措置	燃料採取場所及び燃料保管場所は火気厳禁とする。消火器を設置する。
△手数料欄	

- 備考
- 1 △印の欄は、記入しないこと。
 - 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 8 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。